

種類		市県民税の控除額 (円)	所得税の控除額 (円)	人的控除額の差 (円)	
基礎控除	所得2,400万円以下	430,000	480,000	50,000	
	所得2,400万円超	290,000	320,000	30,000	
	所得2,450万円超	150,000	160,000	10,000	
	所得2,500万円超	適用なし	適用なし	-	
配偶者控除	一般	所得900万円以下	330,000	380,000	50,000
		所得950万円以下	220,000	260,000	40,000
		所得1,000万円以下	110,000	130,000	20,000
	老人	所得900万円以下	380,000	480,000	100,000
		所得950万円以下	260,000	320,000	60,000
		所得1,000万円以下	130,000	160,000	30,000
配偶者特別控除		最高330,000	最高380,000	-	
扶養控除	一般	330,000	380,000	50,000	
	特定	450,000	630,000	180,000	
	老人	同居老親以外	380,000	480,000	100,000
		同居老親	450,000	580,000	130,000
勤労学生控除		260,000	270,000	10,000	
障害者控除	普通	260,000	270,000	10,000	
	特別	300,000	400,000	100,000	
	同居特障	530,000	750,000	220,000	
ひとり親控除		300,000	350,000	50,000	
寡婦控除		260,000	270,000	10,000	
雑損控除		いずれか多い金額 ① (損失の金額 - 保険等の補てん額) - (総所得金額等 × 1/10) ② (災害関連支出の金額 - 保険等の補てん額) - 5万円			
医療費控除 (限度額200万円)		(支払った医療費 - 保険等の補てん額) - { (総所得金額等 × 5/100) 又は10万円のいずれか低い額 }			
社会保険料控除		支払った金額			
小規模企業共済等掛金控除		支払った金額			
生命保険料控除	〔新〕生命保険料控除		(最高計70,000)	(最高計120,000)	* 新契約の介護医療分がある場合の最高控除限度額は、〔新〕生命保険料控除の最高計の額
		新一般生命分	最高28,000	最高40,000	
		新個人年金分	最高28,000	最高40,000	
		新介護医療分	最高28,000	最高40,000	
	〔旧〕生命保険料控除		(最高計70,000)	(最高計100,000)	
		旧一般生命分	最高35,000	最高50,000	
	旧個人年金分	最高35,000	最高50,000		
地震保険料控除		最高25,000	最高50,000		
寄付金控除		共募 + 日赤など	限度額有		